

文京区精神障害者福祉手当条例

○文京区精神障害者福祉手当条例

平成二十九年三月七日

条例第十号

(目的)

第一条 この条例は、精神障害のある者（以下「精神障害者」という。）に対し、精神障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和三十五年政令第五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級であるものをいう。

(受給資格)

第三条 手当は、区の区域内に住所を有する精神障害者に支給する。ただし、精神障害者となった年齢が六十五歳以上の者には、支給しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該精神障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

一 前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受けようとする年の八月一日において二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は控除対象配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。

二 文京区児童育成手当条例（昭和三十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。

三 文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和三十九年三月文京区条例第八号）の規定に基づき心身障害者等福祉手当の支給を受けているとき。

四 規則で定める施設に入所しているとき。

(手当の額)

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、月額五千円とする。

文京区精神障害者福祉手当条例

(受給資格の認定)

第五条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期月)

第六条 手当は、前条第一項の規定により認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(支払始期の特例)

第七条 精神障害者が災害その他やむを得ない事由により、認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、当該事由が生じた日の属する月から手当を支給する。

2 前条第一項の規定にかかわらず、東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

3 都内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当の支給された最後の月の翌月から起算して三月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

(受給資格の消滅)

第八条 第五条第一項の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格は消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 第三条に規定する受給資格に該当しなくなったとき。
- 三 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第九条 区長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第十条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出

文京区精神障害者福祉手当条例

なければならない。

- 一 第八条第二号及び第三号に定める事由に該当したとき。
- 二 住所を変更したとき。
- 三 前二号のほか、規則で定める事項に該当したとき。

(状況調査)

第十一条 区長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十九年十二月三十一日までに第五条第一項の規定により認定の申請をした者については、平成二十九年四月一日に第三条に規定する受給資格に該当していた者にあつては同日に、同日後に当該受給資格に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、申請があつたものとみなす。